

金沢市議会史抜粋等 (金沢地裁判決関係事項)

金沢市議会史抜粋

平成 12 年 12 月発行 第 6 節 生活環境の整備 第 1 項 ごみ処理問題

清掃手数料賦課取消請求

1、昭和 36 年 9 月 5 日、県評・共産党委員会などで組織する「金沢市ゴミ集め手数料反対実行委員会」が、浅井茂人ら 10 人を代表として「清掃手数料賦課取り消し請求」の行政訴訟を金沢地方裁判所に提起した。

請求理由

- 1、ごみ処理は地方自治体本来の行政上の事務であり、市が一般家庭のごみ収集の請求に基づかず、手数料を徴求することは地方自治法第 222 条と清掃法第 26 条に違反する。
- 2、手数料の用途についてごみ焼却場の建設、清掃自動車の購入などにあてるとしているが、行政上の必要のためにする事務に手数料を特別に徴収することは許されない。
- 3、手数料は実質的に租税を課するものであるから憲法第 84 条に違反する。

これに対し、市は、

- 1、地方自治法第 222 条は特定の個人が地方公共団体から役務の提供を受けたときは手数料を徴収できるとしており、清掃法でもこれを認めている。家庭がゴミを処理しないで特定の容器(ごみ箱)に集めることは市に収集処分を請求している意思表示である。
- 2、手数料については市の役務の提供に対するものであり、原告の主張はあたらない。
- 3、これらの結果から決して違憲ではない。

と反論し、提訴を受けた。

この「清掃手数料賦課取消し請求」訴訟は 15 回の公判を重ねた結果、昭和 41 年 1 月 28 日、金沢地裁の牧野裁判長は「市が手数料をとるのは違法ではない」との判決を下し、原告側の請求は却下された。

その後、38 年から市長となった徳田市長は「41 年度から手数料は廃止する」と発表し、3 月 24 日の定例第 1 回市議会で「ごみ清掃手数料の廃止」を可決し、4 月から手数料は廃止された。

これを受けて、名古屋高裁金沢支部に控訴していた「清掃手数料取消請求」の訴訟は取下げられた。

以上

金沢市清掃事業史年表・抜粋

昭和 41 年

1 月・金沢地方裁判所は「市が手数料を徴収するのは違法ではない」とし、原告側の請求を却下したが、市長は「金沢市の清掃手数料は 41 年度から廃止する」と発表し、4 月から清掃手数料廃止を決定。